

平成19年12月25日
原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議

項目名	事業名	新規・継続	事業概要	新規予算額など	19年度予算額など	補助率上限額対象者	担当府省庁名
1. 中小企業など業種横断的対策							
(1) 資金繰り支援・金融円滑化							
政府系金融機関からの借入金に係る既往債務に関し、個々の中小企業者の実情に応じた返済条件の緩和を実施。	中小企業の政府系金融機関からの借入金に係る既往債務に関する返済条件緩和	新規	中小企業の政府系金融機関からの借入金に係る既往債務に関し、個々の中小企業者の実情に応じた返済期限の猶予等の返済条件の緩和に政府系金融機関が柔軟に対応。平成19年11月27日に、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し要請。	—	—	—	中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876) 財務省 大臣官房 政策金融課 (03-3581-7686)
信用保証協会の既往債務についても、返済条件の緩和を実施。	中小企業の信用保証協会に係る既往債務に関する返済条件緩和	新規	中小企業の信用保証協会に係る既往債務に関し、個々の中小企業者の実情に応じた返済期限の猶予等の返済条件の緩和に信用保証協会が柔軟に対応。平成19年12月7日に、全国信用保証協会連合会に通達。更に、全国信用保証協会連合会を通じ、全国の信用保証協会に対し要請。	—	—	—	中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)
政府系金融機関・民間金融機関に対し、原油等の価格上昇に伴う影響に配慮するよう要請。	政府系金融機関・民間金融機関による中小企業に対する円滑な資金供給への対応	新規	政府系金融機関・民間金融機関に対し、原油等の価格上昇に伴う影響に配慮するよう要請。平成19年12月7日に、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫及び全国信用保証協会連合会に対し要請。また、平成19年12月10日に、全国銀行協会、(社)全国地方銀行協会、(社)信託協会、(社)第二地方銀行協会、(社)全国信用金庫協会及び(社)全国信用組合中央協会に対し要請。	—	—	—	中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876) 金融庁 監督局 総務課 (03-3506-6344) 財務省 大臣官房 政策金融課 (03-3581-7686)
原油高騰で苦しむ中小企業の資金調達を円滑化するため、中小企業向け金融・信用補完の基盤強化に向けた財政支援等を実施。	中小企業向け金融・信用補完の基盤強化のための財政支援措置等	継続	原油等の価格上昇で苦しむ中小企業の資金調達を円滑化するため、中小企業向け金融・信用補完の基盤強化に向けた財政支援等を実施。	19年度補正 (一般会計) 237億円	438億円 の内数 (一般会計)	—	中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876) 財務省 大臣官房 政策金融課 (03-3581-7686)
	セーフティネット保証の対象業種の追加指定	新規	原油の価格上昇による影響は中小企業に広がりを見せているため、平成19年12月18日に、セーフティネット保証の対象業種に、原油高関連4業種（クリーニング業、強化プラスチック製品製造業等）を追加指定し、従来からの中小企業金融の円滑化対策を一層充実。	20年度 (一般会計) 574億円 の内数			財務省 大臣官房 政策金融課 (03-3581-7686)

(2) 窓口・相談体制の整備							
下請取引に関する「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター（仮称）」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発を実施。	下請適正取引推進センター（仮称）の整備	新規	厳しい状況にある中小企業に対し、景気回復の果実を波及させていくためには、下請対策に万全を期し、適正な取引環境を整備していくことが重要であり、中小企業者の「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター（仮称）」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決（ADR）により迅速なトラブル解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発を実施。	平成20年度 4.6億円	—	—	中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669)
公正取引委員会本局、中小企業庁及び各地方事務所等の一元的な相談窓口や、商工会議所及び商工会の「独占禁止法相談ネットワーク」を活用した相談等に適切に対処。また、下請代金法違反の疑いのある行為に関する下請事業者からの積極的な情報提供を促すべく、商工会議所等に対し要請。	窓口・相談体制の整備	継続	公正取引委員会本局、中小企業庁及び各地方事務所等において相談窓口を設置し、下請代金法関係の相談・情報提供を一元的に受け付けて対応。また、全国約2,700か所の商工会議所及び商工会に相談窓口を設置し、下請代金法等に関する相談を公正取引委員会へ迅速に取り次ぐ「独占禁止法相談ネットワーク」を整備。	—	—	—	公正取引委員会 取引部 企業取引課 (03-3581-3373) 中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669)
	下請代金法違反の疑いのある行為に関する情報提供の要請	新規	下請代金法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会に対して、平成19年12月11日に、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の文書により要請。	—	—	—	
下請取引の適正化に係る各省庁所管の相談窓口間の連携を図り、中小企業にとって分かりやすい体制とするため、地方支分部局間の連携体制の整備、ポータルサイトの整備等について検討。	相談窓口の更なるワンストップ化の検討	新規	各省庁所管の相談窓口の更なるワンストップ化を図るため、地方支分部局間の連携体制の整備、ポータルサイトの整備等について更に検討。	—	—	—	内閣官房 副長官補室 (03-3581-3688) ※具体的な各省庁の役割分担等は今後調整。
(3) 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底							
平成19年11月27日に、「原油価格上昇による中小企業への影響調査」（平成19年11月調査）の結果を踏まえ、関係事業者団体に対し下請事業者への配慮等に係る通達を発出。	下請事業者への配慮等についての要請	新規	原油価格等の上昇及び年末の金融繁忙期であることを踏まえ、関係事業者団体（717団体）に対し、下請中小企業振興法に定める振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮を行うよう、平成19年11月27日に、経済産業大臣及び事業所管大臣（総理（警察庁）、総務、財務（国税庁）、厚生労働、農林水産、国土交通）連名等により要請。	—	—	—	中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669)
同日付けで、親事業者及び関係事業者団体に対する下請代金法遵守要請の通達を発出し、買いたたき等、下請代金法違反行為の抑止を推進。	下請取引の適正化についての要請	新規	原油価格等の上昇及び年末の金融繁忙期であることを踏まえ、親事業者（20,140社）、関係事業者団体（616団体）に対し、買いたたき、減額等の違反行為が行われることのないよう、下請代金法の遵守の徹底等について、平成19年11月27日に、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名により要請。	—	—	—	公正取引委員会 取引部 企業取引課 (03-3581-3373) 中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669)

(4) 下請代金法・独占禁止法の厳格な運用等

<p>素形材産業、自動車産業、建設業等の8業種について、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定するとともに、更に、トラック運送業のガイドラインを年度内に策定予定であるほか、建材・住宅設備産業についてもガイドラインを策定予定。</p>	<p>下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定</p>	<p>新規</p>	<p>生産性向上の成果を中小事業者にも波及させるためには、中小企業全体の底上げが必要であり、「中小企業底上げ戦略」において「下請適正取引の推進」を掲げ、平成19年度内にトラック運送業について下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定するほか、建材・住宅設備産業についてもガイドラインを策定予定。なお、素形材産業、自動車産業、建設業等の8業種については、すでにガイドラインを策定し、幅広く普及・啓発。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669) 国土交通省 自動車交通局 貨物課 (03-5253-8575) 総合政策局 建設業課 (03-5253-8277)</p>
<p>「建設業法令遵守推進本部」において、建設業法令違反の疑いがある場合には立入検査を積極的に実施。</p>	<p>建設業法令遵守推進本部の設置</p>	<p>継続</p>	<p>建設業法令遵守の推進を図るため、平成19年4月、各地方支分部局に「建設業法令遵守推進本部」を設置。「建設業法令遵守推進本部」において、建設業法令違反の疑いがある場合には立入検査を積極的に実施し、その結果を踏まえ、建設業法に基づく公正取引委員会への措置請求について、公正取引委員会と連携を図りながら適切に対応。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 総合政策局 建設業課 (03-5253-8277)</p>
<p>原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、下請代金法に基づく検査を積極的に実施し、厳正に対処する。また、下請代金法や建設業法に基づく措置請求が行われた場合、所要の調査の上、違反事実があれば厳正に対処。</p>	<p>下請代金法・独占禁止法の厳格な運用</p>	<p>継続</p>	<p>原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、下請代金法に基づく検査を積極的に実施し、厳正に対処。また、下請代金法や建設業法に基づく措置請求が行われた場合には、所要の調査の上、違反事実があれば厳正に対処。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>公正取引委員会 取引部 企業取引課 (03-3581-3373) 中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669)</p>
<p>マンパワー等の検査体制を強化し、事業者に対する書面調査の増大を図る。</p>	<p>下請代金法違反事件処理体制の充実・強化</p>	<p>新規</p>	<p>マンパワー等の検査体制を強化し、事業者に対する書面調査を増大する等、下請代金法違反事件処理体制の充実・強化を図る。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

2. 建設業、漁業、農林業、運送業、石油販売業など業種別対策 — 対策を通じた国民生活の安定 —

(1) 建設業（公共工事・民間工事）の受注価格の適正化等

<p>工事の発注に際して毎月更新される最新の資材価格を使用して予定価格を算出するとともに、低価格入札対策として「施工体制確認型総合評価方式」の試行、「特別重点調査」の試行等からなる「緊急公共工事品質確保対策」を実施。</p>	<p>土木工事標準積算基準書の徹底</p>	<p>継続</p>	<p>国土交通省直轄工事の発注に際して、毎月更新される最新の資材価格を使用して予定価格を算出。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 大臣官房 技術調査課 (03-5253-8220)</p>
	<p>緊急公共工事品質確保対策</p>	<p>継続</p>	<p>公共工事の低価格受注による品質低下を防止するため、平成18年12月に総合評価落札方式の拡充（施工体制確認型総合評価方式の試行）、特別重点調査の試行、同種工事の実績要件の緩和、入札ボンドの導入対象拡大、公正取引委員会との連携強化、予定価格の的確な見直しをパッケージとして取りまとめた。 国土交通省直轄工事において、工事の施工体制や資材・機械・労務の調達予定、品質管理体制、安全管理体制を厳格に調査することにより、低価格受注を防止。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>公共工事における著しい安値入札に関し、独占禁止法で禁止する不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、厳正に対処。</p>	<p>独占禁止法違反行為への厳正対処</p>	<p>継続</p>	<p>公共工事における著しい安値入札に関し、独占禁止法で禁止する不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、厳正に対処。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>公正取引委員会 審査局 管理企画課 (03-3581-3381)</p>
<p>入札契約の一層の適正化に向けた要請の引き続きの実施を予定。「建設業法令遵守ガイドライン」等の活用により、元請下請関係の適正化を推進。</p>	<p>「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・徹底</p>	<p>継続</p>	<p>元請下請間の対等な関係の構築と公正で透明な取引の実現を図るため、「不当に低い請負代金の禁止」等に係る「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」を平成19年6月に策定。 建設業団体及び商工会議所等関係事業者への周知や積極的な講習会の開催等、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・徹底を引き続き、精力的に実施。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 総合政策局 建設業課 (03-5253-8277)</p>
<p>地方公共団体に対して、総合評価方式の導入・拡充、ダンピング受注防止の徹底等入札契約の一層の適正化に向けた要請を検討（そのための地方公共団体の取組状況に関する実態調査を実施）。</p>	<p>地方公共団体に対する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく要請の実施</p>	<p>継続</p>	<p>地方公共団体に対して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、「低入札価格調査制度の運用に当たっては、具体的な判断基準の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図る」等の要請を行った（平成18年12月）ところであり、ダンピング受注防止のため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な導入・活用を推進。 平成19年度の入札契約適正化法実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体に対して、総合評価方式の導入・拡充、ダンピング受注対策の徹底等入札契約の一層の適正化に向けた要請の実施を予定。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 総合政策局 建設業課 (03-5253-8278) 総務省 自治行政局 行政課 (03-5253-5509)</p>

(2) 漁業対策							
基金を設置し、漁業者の経営体質を強化するとともに、省エネ型漁業への転換による燃油使用量の抑制等を支援。	水産業燃油高騰緊急対策（基金）	新規	漁業者の経営体質を強化するとともに、省エネルギー型漁業への転換を促進するため基金を設置し、省エネ設備への転換やグループ操業（共同探索船・共同運搬船の運航）への支援、小規模漁業者グループが省エネ型操業への転換を図る際の新操業形態の実証、並びに輪番制休漁者による藻場・干潟の造成等の漁場の生産力向上等の取組を支援。	19年度補正 102億円	—	定額、1/2 漁業者等	水産庁 漁政部 水産経営課 (03-6744-2346)
	省エネルギー技術導入促進事業	継続	漁業者等が行う省エネルギー技術の開発・実証・普及への取組等を支援。	平成20年度 9.2億円	9.2億円	定額、1/2 漁業者等	水産庁 増殖推進部 研究指導課 (03-6744-2031)
低利の融資等により経営を支援。	省エネルギー推進緊急対策特別事業	継続	燃油高騰による漁業者の掛増しの運転資金に対する低利融資や機関保証の促進。	—	—	—	水産庁 漁政部 水産経営課 (03-6744-2346)
(3) 農林業対策							
ハウス被覆の多層化等による施設園芸の省エネルギー化を図るとともに、省エネルギー型の農業機械の導入支援を拡充し、利用を推進するための緊急的な施設・機械整備対策を実施。	平成19年度強い農業づくり交付金のメニュー追加（ハウス被覆の多層化等）	制度改正	平成19年度強い農業づくり交付金のメニュー追加（ハウス被覆の多層化等）により施設園芸の省エネルギー化を図るとともに、省エネルギー型の農業機械の導入支援を拡充し、緊急的な施設・機械整備対策を実施。	—	341億円 の内数	1/2以内 1/3以内 民間団体等	農林水産省 生産局 園芸課 (03-3502-5957) 生産技術課 (03-6744-2111)
木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプと燃油加温機のハイブリッド加温設備など、省エネルギー効果・温室効果ガス排出量削減効果の高い温室用加温設備等のモデル導入を推進。	省石油型施設園芸技術導入推進事業	新規	木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプと燃油加温機のハイブリッド加温設備など、高い温室効果ガス削減効果を持つ施設園芸用加温設備等のモデル導入を支援。	平成20年度 3.7億円	—	1/2等 民間団体等	農林水産省 生産局 園芸課 (03-3502-5957)
	家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業	新規	家畜排せつ物の処理過程で発生するメタンガスや消化液等を地域内の園芸生産に有効活用することにより、農畜産分野における温室効果ガス排出量を削減するモデル体系を確立。	平成20年度 0.4億円	—	1/2 民間団体等	
	施設園芸脱石油イノベーション推進事業	継続	ガス燃焼により発生する電気、熱、二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等革新的技術の導入により、施設園芸の生産・流通における石油消費量の低減を推進。	平成20年度 1.6億円	3.7億円	1/2等 民間団体等	
原油高の影響を受けた農業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通（平成19年11月21日に、農林漁業金融公庫の本支店に相談窓口を設置）。	農林漁業セーフティネット資金	継続	<p>本年の燃油の高騰に対応し、農林漁業セーフティネット資金を融通。</p> <p>資金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期限(据置期間):10(3)年 ・金利:1.45%(平成19年12月19日現在) ・貸付限度額300万円(一定の要件を満たすものは、経営規模に応じて増額できる) <p>また、農林漁業金融公庫資金の返済条件の緩和等についての相談に対応する窓口を農林漁業金融公庫の本店及び全支店に設置。(相談対応内容:償還期日の変更や据置期間、償還期間の延長等)</p>	—	—	—	農林水産省 経営局 金融調整課 (03-3502-7248)

(4) 運送業対策

<p>安定的な物流コストの確保などを図るため、効果的な高速道路料金の引下げを実施。</p>	<p>安定的な物流コストの確保等を図るための高速道路料金の引下げ</p>	<p>新規</p>	<p>最近における原油価格の急激な高騰に伴い、運送業における営業費用に占める軽油費の割合は、上昇している一方、荷主からの輸送コスト削減要請、規制緩和による競争激化などにより、運賃の引下げによる対応は極めて困難な状況。このため、安定的な物流コストの確保等を図るため、現在、高速自動車国道に導入されている深夜割引(0~4時:3割引)を拡充し、4割引とする。</p>	<p>19年度補正 67.3億円 平成20年度 235億円</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 道路局 有料道路課 (03-5253-8490)</p>
<p>現下の軽油価格高騰に対処するため、十分な協議による運賃改定の必要性等、全国の経済団体等に対し下請・荷主適正取引推進のための緊急協力等を要請を実施。</p>	<p>軽油価格高騰下における下請・荷主適正取引の推進のための緊急協力要請等</p>	<p>新規</p>	<p>トラック運送業については、現下の急激な軽油価格高騰問題に対し、燃料費の上昇に伴う運賃設定協議における適正な取引を確保するため、荷主、元請事業者、下請事業者に対し、十分な協議による運賃設定の必要性とそのために参考となる望ましい取引形態とその具体的な事例(燃料サーチャージ制度の導入)を周知し、関係者間における理解と信頼の共有化を図るため、平成19年12月上旬以降、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、及び地方の経済団体等、(社)全日本トラック協会、地方トラック協会へ軽油価格高騰下において、荷主、元請事業者、下請事業者に対し適正な運賃設定を行うよう緊急要請。 内航海運業については、平成19年12月上旬以降、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、及び地方の経済団体等に対し、重油価格高騰下における適切なコスト分担等について、荷主の理解と協力を要請。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>中小企業庁 事業環境部 取引課 (03-3501-1669) 国土交通省 自動車交通局 貨物課 (03-5253-8575) 国土交通省 海事局 内航課 (03-5253-8627)</p>
<p>トラック運送業者と荷主等の適正な取引を推進(サーチャージ制度の導入等)するため、「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を、今年度中に策定予定。</p>	<p>トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの策定</p>	<p>新規</p>	<p>荷主、元請事業者、下請事業者それぞれの取引において、下請代金法、独占禁止法において問題となる行為、望ましくない取引慣行等の実態及び具体的類型を把握し、適切で望ましい取引形態とその具体的事例を提示することにより、関係者間の理解と信頼を共有化することを目的として、平成19年11月に検討委員会を設置し、平成19年度内にガイドラインを策定。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

(5) 生活衛生関係営業（クリーニング業・公衆浴場等）対策

国民生活金融公庫における特別相談窓口、低利融資、既往貸付の返済条件緩和、一般公衆浴場の確保対策等を実施。	特別相談窓口の設置	継続	原油の高騰により影響を受けた営業者からの融資相談、返済相談のため、平成17年9月から国民生活金融公庫の各店舗（152店舗）に特別相談窓口を設置。平成19年8月には、原油高に加え、原材料価格の上昇により影響を受けた営業者についても特別相談窓口の対象として拡充。	—	—	—	厚生労働省 健康局 生活衛生課 (03-3595-2301) 財務省 大臣官房 政策金融課 (03-3581-7686)
低利融資による支援	低利融資による支援	継続	生活衛生セーフティネット貸付等により、原油価格上昇の影響のため、売上や業績が落ち込んでいる営業者に対して、幅広くきめ細やかに資金を供給。また、省エネルギーのために設置又は整備する施設又は設備については、特別利率を適用。	融資枠 平成20年度 1,750億円 の内数	融資枠 1,800億円 の内数	—	
既往貸付金の返済条件の緩和	既往貸付金の返済条件の緩和	新規	国民生活金融公庫に対し、営業者の実情に応じた返済猶予等既往債務の条件変更等についての配慮を、平成19年11月27日に要請。	—	—	—	
円滑な資金供給への対応	円滑な資金供給への対応	新規	国民生活金融公庫に対し、原油等の価格上昇に伴う影響に配慮するよう平成19年12月7日に要請。	—	—	—	
一般公衆浴場の確保対策	一般公衆浴場の確保対策	継続	物価統制令により入浴料金の上限が設けられている一般公衆浴場について、平成19年12月12日に、各都道府県あてに、一般公衆浴場の確保対策に努めるよう要請（平成17年7月26日に一度送付済）。	—	—	—	厚生労働省 健康局 生活衛生課 (03-3595-2301)

(6) 石油販売業対策

原油高で仕入価格高騰等に苦しむ石油販売事業者の資金繰りの安定のため、信用保証基金の積み増し等を検討。	信用保証基金の積み増しによる特別保証枠の創設	新規	原油高で仕入価格高騰等に苦しむ石油販売事業者の資金繰り悪化に対応し、また、離島等における流通効率化等を支援するため、信用保証基金を積み増すとともに、特別保証枠を設置。	平成19年度 70億円の 積み増し	—	—	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 (03-3501-1320)
--	------------------------	----	---	-------------------------	---	---	---

3. 離島、寒冷地など地方の生活関連対策

(1) 離島対策（航路、航空路線等）

<p>燃料費が高騰している状況を踏まえ、離島住民の生活に不可欠な航路の維持を図るため、離島航路事業者への補助について必要な額を確保。</p>	<p>離島航路の維持・改善</p>	<p>継続</p>	<p>離島航路は、住民の通勤、通学、通院その他日常生活を支える重要な交通手段であり、また郵便物、生活必需品及び主要物資を輸送する生活航路でもあるため「離島航路整備法」に基づき、離島航路の維持・改善を図る。離島航路補助事業者に対し、当該航路を維持するために必要な補助金を交付するとともに、離島航路就航船舶のバリアフリー化に要する費用を補助。また、地方運輸局支援のもと、官民の関係者により、離島観光を核とした交流人口の拡大による離島航路の活性化調査。さらに燃費の向上、燃料消費量の抑制、経費削減に資する設備費や操船等の様々な取組みについて運航を行い検証。</p>	<p>19年度補正 17.5億円 平成20年度 41.0億円</p>	<p>38.4億円</p>	<p>船舶のバリアフリー化に要する費用の50%以内</p> <p>対象航路： 本土と離島又は離島相互間を結ぶ航路であり、かつ他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便であること</p>	<p>国土交通省 海事局 内航課 (03-5253-8625)</p>
<p>離島・コムーター路線を含めた地方航空路線について、今後その活性化策を検討。</p>	<p>航空機購入費補助金（運航費等）</p>	<p>継続</p>	<p>離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に重要な役割を果たしており、地域的な航空ネットワークの維持及び活性化を図る観点から、離島航空路線に就航する航空会社に対し、離島航空路線の運航に係る費用等を補助。</p>	<p>平成20年度 4.3億円</p>	<p>4億円</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 航空局 航空事業課 (03-5253-8706)</p>
	<p>固定資産税の軽減</p>	<p>継続</p>	<p>離島路線に就航する小型機（最大離陸重量70t未満）に係る固定資産税の軽減措置（通常の1/4～2/3）。</p>	<p>減税額 約1億円</p>	<p>減税額 約1億円</p>	<p>—</p>	
	<p>地方航空路線の活性化策の検討</p>	<p>新規</p>	<p>離島・コムーター路線を含めた地方航空路線の活性化策を検討。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

(2) 地方バス路線の維持対策

<p>燃料費が高騰している状況を踏まえ、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持を図るため、地方バス路線事業者への補助について必要な額を確保。</p>	<p>地方バス路線維持対策事業</p>	<p>継続</p>	<p>過疎化等による輸送人員の減少により、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の維持・確保に係る費用の一部を補助。 広域的・幹線的な地方のバス路線の運行により生じた欠損及び当該路線を運行する車両の購入費等に対し、都道府県と協調して補助を実施。</p>	<p>19年度補正 5.5億円 平成20年度 73.5億円</p>	<p>71.3億円</p>	<p>国:1/2、 都道府県:1/2 乗合バス事業者</p>	<p>国土交通省 自動車交通局 旅客課 (03-5253-8568)</p>
--	---------------------	-----------	--	---	---------------	--	--

(3) 寒冷地における生活困窮者対策など地方公共団体の自主的な取組への支援等

<p>離島航路対策、地方バス路線対策にかかる地方負担のほか、生活困窮者に対する灯油購入費助成など地方公共団体が自主的に行う原油価格高騰対策に要する経費について、特別交付税措置を講じる。</p>	<p>地方公共団体の自主的な取組に対する特別交付税措置</p>	<p>新規</p>	<p>地方公共団体が取り組む施策の一般財源所要額について特別交付税措置を講じる。 (1)生活困窮者に対する灯油購入費等の助成 (例)・市町村が高齢者世帯・障害者世帯・母子家庭である住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5,000円～10,000円程度を助成 ・上記の措置を講じる市町村に対し、県が1/2を助成 (2)その他 (例)・社会福祉施設(養護老人ホーム等)に対する暖房費高騰分の助成 ・農林漁業者に対する利子補給・保証料補助 ・省エネ型園芸施設、漁業施設等の整備補助 等</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1/2 (措置率)</p>	<p>総務省 自治財政局 財政課 (03-5253-5613)</p>
<p>生活保護の適正な運用や生活福祉資金の貸付の周知徹底に加え、共同募金会に対し、歳末たすけあい運動において灯油価格の高騰により支援を必要としている方に対する配分について協力を要請。</p>	<p>生活保護 (冬季加算)</p>	<p>継続</p>	<p>国が生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の度合に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 生活保護基準額の中に、暖房等の費用として冬季加算を設け、11月から3月までこれを支給。</p>	<p>平成20年度 19,669億円 の内数</p>	<p>19,525億円 の内数</p>	<p>3/4</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 保護課 (03-3595-2613)</p>
	<p>生活福祉資金 (福祉資金)</p>	<p>継続</p>	<p>低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立等を図ることを目的に、各世帯の臨時応急的な資金需要に即応して、都道府県社会福祉協議会が低利(原則3%)な貸付けを実施。 なお、灯油等の一括購入費用についても対象となることについて、都道府県に対し周知(平成19年12月11日)。</p>	<p>都道府県社会福祉協議会の貸付原資(1,150億円)を活用</p>	<p>都道府県社会福祉協議会の貸付原資(1,150億円)を活用</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 (03-3595-2615)</p>
	<p>歳末たすけあい運動</p>	<p>継続</p>	<p>共同募金会が実施する共同募金運動の一環として年末(平成19年12月1日～12月31日)に行う「歳末たすけあい運動」の実施に際し、本年は、灯油価格の高騰により支援を必要とする方への配分について配慮するよう、共同募金会に協力を要請(平成19年11月30日)。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 総務課 (03-3595-2612)</p>

4. 省エネ・新エネなど構造転換対策

(1) 省エネルギー技術・設備の開発・導入促進

事業者に対する省エネ設備導入費等に係る補助について、関係省庁で連携し、より効果的な支援を実施。	NEDOエネルギー使用合理化事業者支援事業	継続	事業者による省エネルギー効果の高い省エネ設備の導入に要する費用を補助。	平成20年度 296億円	269億円	1/3 全事業者	資源エネルギー庁 省エネルギー・ 新エネルギー部 省エネルギー対策課 (03-3501-9726)
	低公害車普及促進対策費補助事業	継続	大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題は依然として厳しい状況にあることから、バス・トラック事業者を中心に、CNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラックの導入に対する補助を行うことにより、低公害車の普及を促進し、大気環境の改善を図る。	平成20年度 22億円	22億円	通常車両との 価格差の1/2 バス・トラック事業者等	国土交通省 自動車交通局 総務課企画室 (03-5253-8564)
農林水産業の省エネ技術実証・開発について、補助事業や競争的資金による支援を実施。	省エネルギー技術導入促進事業 〔再掲〕	継続	漁業者等が行う省エネルギー技術の開発・実証・普及への取組等を支援することにより、水産業の省エネルギーを促進。	平成20年度 9.2億円	9.2億円	定額、1/2 民間団体	水産庁 増殖推進部 研究指導課 (03-6744-2031)
	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	新規	農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化などの農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を産学官の共同研究グループからの提案公募方式により推進。 平成20年度では、農林水産業の省エネルギー技術等の開発に関する研究領域を設定して公募を行う予定。	平成20年度 52億円 の内数	—	民間団体等	農林水産省 農林水産技術 会議事務局 先端産業技術 研究課 (03-3502-5530)

新たな燃費基準の設定や自動車グリーン化税制等の活用による低燃費車及び経済的で環境に優しい船舶（スーパーエコシップ）の普及のほか、省エネに資するITSやディーゼルの開発を促進。	新たな燃費基準の設定	新規	平成18年3月に重量車の燃費基準を世界で初めて策定。平成19年7月には、乗用車等の新しい燃費基準を策定。	—	—	—	国土交通省 自動車交通局 技術安全部環境課 (03-5253-8603) 資源エネルギー庁 省エネルギー・ 新エネルギー部 省エネルギー対策課 (03-3501-9726)
	自動車グリーン税制	継続	地球温暖化対策（CO2排出削減）及び大気汚染対策（NOx・PM対策）の観点から、低燃費車、低排出ガス車等に対する税制の特例を講ずることにより、普及を促進する。	—	自動車取得税に係る減収額：平成19年度見込み約200億円	一定の低燃費車について自動車税の税率を概ね50%軽減課、自動車取得税を取得価額から30万円控除など 自動車の使用者	国土交通省 自動車交通局 技術安全部環境課 (03-5253-8603) 経済産業省 製造産業局 自動車課 (03-3501-1690) 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 (03-5521-8301)
	環境にやさしく経済的な次世代内航船舶（スーパーエコシップ〔SES〕）の普及支援	継続	CO2、NOx及び燃費の削減に資する優れた環境性能と経済性を有する船舶（SES）の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。 内航海運事業者が、(独)鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用してSESを共有建造する場合に、当該事業者が同機構に対して支払う船舶使用料の一部を軽減。	平成20年度 39.5億円	39.5億円	SES導入に伴う船価上昇分の2/3相当の船舶使用料を軽減 内航運送業者	国土交通省 海事局 総務課財務企画室 (03-5253-8605)
	エネルギーITS推進事業	新規	トラック隊列走行のための自動運転技術や渋滞を低減させる信号制御技術など省エネルギーに資する新しいITS（Intelligent Transport Systems）技術の開発を実施。	平成20年度 8.5億円	—	—	経済産業省 製造産業局 自動車課 (03-3501-1690)
	自動車省CO2対策推進事業	継続	自動車から排出されるCO2等の削減のため、運送事業者等が平成27年度重量車燃費基準及び最新排出ガス規制に適合したトラック・バスを導入する場合に、通常車両との価格差の1/2を補助する。	平成20年度 1.3億円	1.3億円	通常車両との価格差の1/2 運送事業者等	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 (03-5521-8301)
	低公害車普及事業	継続	地方公共団体等によるエネルギー効率の高い低公害車の導入、次世代低公害車のリース導入に係る事業費の一部を補助。 地方公共団体等が、3.5t超の低公害車を導入する場合に、通常車両との価格差の1/2を、次世代低公害車を導入する場合に、リース費用の1/2を補助。	平成20年度 1.2億円	0.9億円	低公害車： 通常車両との価格差の1/2 次世代低公害車： リース費用の1/2 地方公共団体等	

エネルギー需要密度の高い都市部でのエネルギー面的利用（地域冷暖房等）の支援や、下水道管理者の省エネ対応施設整備に対する支援を実施。	エコまちネットワーク整備事業	継続	エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギーの利用効率の向上を図るため、地域冷暖房を始めとしたエネルギーの面的利用の導入に要する費用について補助。地区・街区レベルでの省CO2化を図るために、熱供給プラントを連携する導管等を支援。	平成20年度 3.0億円	1.7億円	1/3 地方公共団体 都市再生機構 民間事業者 (間接補助)	国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課 (03-5253-8413)
	下水道事業	継続	汚泥処理施設等において下水道管理者が行う省エネルギー対応の施設整備や、下水処理水等の有する熱の地域冷暖房等への利用を推進するための補助。	平成20年度 496億円 の内数	488億円 の内数	1/2、 5.5/10、 2/3 等 地方公共団体 等	国土交通省 都市・環境整備局 下水道部下水道企画課 (03-5253-8427)
	天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助金	継続	中小規模のエネルギーの面的利用設備の導入促進のための事業費を補助することにより、ビジネスモデルの確立、普及・広報を図る。2以上の建築物間で熱の融通が行われるモデル事業に対し、天然ガスコージェネレーション、排熱利用設備の設計費、設備機器費、設置工事費等の導入に必要な経費への補助。	平成20年度 5億円	4.5億円	1/3 上限額： 2億円 民間団体等	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課 (03-3501-2963)
地方公共団体や民間事業者等による省エネの先進的な取組や新たな技術開発への支援を実施。	業務部門対策技術率先導入補助事業	継続	業務部門における二酸化炭素排出量の大幅な削減を実現する対策モデルを構築するため、省エネ・新エネ設備の効果的な導入を支援。業務施設の省エネルギー対策（照明、空調等）や石油代替エネルギー利用施設等を率先して導入する地方公共団体や公共サービス・公共事業主体等へ、必要な設備整備費の一部に対し補助。	平成20年度 19億円	16.6億円	1/2 地方公共団体 民間事業者	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 (03-5521-8249)
	地域協議会民生用機器導入促進事業	継続	省エネ・代エネ機器を地域協議会を通じて、地域にまとめて導入する事業を支援する。「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、高断熱住宅へのリフォームや高効率空調システム等の省エネ機器等やバイオマス燃料燃焼機器等の代エネ機器を地域にまとめて導入する事業に対し、必要な設備整備費の一部に対し補助。	平成20年度 2.8億円	2.8億円	1/3 民間事業者	

(2) バイオ燃料・バイオマスエネルギーの開発・導入促進

<p>食料と競合しないセルロース系原料からのエタノール製造技術開発、バイオ燃料の品質・徴税公平性確保のための制度面の整備を推進するとともに、バイオ燃料混合ガソリンの普及を促進。</p>	<p>バイオマス由来燃料導入実証実験補助事業</p>	<p>継続</p>	<p>ETBE混合ガソリンを相当数の給油所に流通させ、漏洩対策の確実性及び常時監視システムの有効性等を検証する。具体的には、 ①地下配管やタンクからの漏洩防止策及び荷おろし時のあふれ防止対策、給油時のふきこぼれ対策等を講じ、その確実性を検証。 ②給油所内に自動漏洩検知管等を設置し、これらの機器が正確かつ有効に作動することの確認や、万一漏洩があった際に、漏洩量を精確に把握できることを検証。</p>	<p>平成20年度 11.3億円</p>	<p>9.5億円</p>	<p>1/2 石油連盟</p>	<p>資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 (03-3501-2773)</p>
	<p>バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発</p>	<p>継続</p>	<p>セルロース系原料から、より低コストで高効率なエネルギー化を可能にする先進的・革新的な新技術の確立を目指す。 バイオマスに関する燃料分野と化成品分野の融合・連携を図り、食料と競合しないセルロース系原料から、より低コストで高効率なエネルギー化を可能にする先進的・革新的な新技術の確立を目指すとともに、バイオ燃料の製造のみならず、プロパノール、ブタノール製造、化学品の製造の実用化を目指した技術開発を実施。</p>	<p>平成20年度 28億円</p>	<p>8.7億円</p>	<p>1/1以内 大学・民間企業等</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・ 新エネルギー部 新エネルギー対策課 (03-3501-4031)</p>
<p>日本型バイオ燃料生産拡大対策</p>		<p>新規</p>	<p>食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた研究開発、技術実証、意識改革等の取組を支援。</p>	<p>平成20年度 80億円</p>	<p>10億円</p>	<p>定額、1/2等 民間事業者、 地方公共団体 等</p>	<p>農林水産省 大臣官房 環境バイオマス 政策課 (03-3502-8466)</p>
<p>地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）</p>		<p>継続</p>	<p>実用的な温暖化対策技術の開発について、優れた技術開発の提案を行った企業等を公募により選定し、委託又は補助。 新たな温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、実用化に向けた温暖化対策技術の開発について公募を行い、選定した民間企業等に委託又は補助。</p>	<p>平成20年度 37.1億円</p>	<p>33億円</p>	<p>1/2 民間事業者 公的金融機関</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 (03-5521-8249)</p>

食料と競合しない稲わら等のソフトセルロース利活用技術の確立に向け、収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術実証を一体的に実施。	日本型バイオ燃料生産拡大対策 〔再掲〕	新規	食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを活用し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた研究開発、技術実証、意識改革等の取組を支援。	平成20年度 80億円	10億円	定額、1/2等 民間事業者 地方公共団体 等	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス 政策課 (03-3502-8466)
高濃度バイオ燃料利用時の車両の安全・環境性調査、家畜排泄物から発生するバイオガスを住宅等で利用する地域モデルの構築のための調査、北海道等寒冷地に適した資源作物の安定生産・利活用実現に向けた調査を実施。	新燃料の安全性・低公害性評価事業	継続	地球温暖化防止や資源の有効活用による循環型社会の形成等に資するバイオマス燃料が、自動車燃料として安全・環境を満足した形で利用されるために、公道走行試験を実施し、基準の策定に向けて必要なデータを取得する。	平成20年度 0.3億円	0.3億円	—	国土交通省 自動車交通局 技術安全部環境課 (03-5253-8603)
	北海道に適した新たなバイオマス資源の導入促進事業	新規	寒冷な北海道に適し、食料需給に影響しないバイオマス資源（資源作物）の安定的生産・利活用システムの確立とその導入促進に関する調査を実施予定。	平成20年度 1.0億円	—	—	国土交通省 北海道局 農林水産課 (03-5253-8792)
下水汚泥の炭化等によるエネルギー利用を促進するための下水道管理者への支援に加え、民間活力を利用する制度を実施。	下水道事業 〔再掲〕	継続	下水道管理者が行う下水汚泥の炭化等、資源化施設の整備に対して補助。また、下水道管理者と民間企業で策定する計画に基づき、民間事業者が整備する貯蔵施設等の資源化関連施設の建設への補助制度を創設。	平成20年度 496億円 の内数	488億円 の内数	5.5/10、 2/3 等 地方公共団体 等	国土交通省 都市・環境整備局 下水道部下水道企画課 (03-5253-8427)
地方公共団体や民間事業者によるバイオ燃料を用いた大規模実証や製造・利用設備整備、新たな技術開発を支援する施策を実施。	エコ燃料利用促進補助事業	継続	バイオエタノールやBDF等のエコ燃料の製造・利用に取り組む事業者に対し、エコ燃料の利用に必要な設備整備に係る費用の一部を補助。バイオマス由来燃料の導入促進のため、バイオエタノールやバイオディーゼル燃料(BDF)などのバイオマス由来燃料の製造・利用等に必要な設備の整備について、その費用の一部を補助により支援。	平成20年度 8億円	8億円	1/2 民間事業者	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 (03-5521-8249)
	エコ燃料実用化地域システム実証事業	継続	地域のバイオマス資源を活用して大都市圏や沖縄等での大規模導入を実現するため、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証。地域のバイオマス資源を活用したエコ燃料の生産・利用の拠点づくりを支援するとともに、大都市圏や沖縄等での大規模導入を実現するため、実用化段階に近い規模で、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証する事業に対し支援。	平成20年度 23億円	27.8億円	—	

(3) 石油以外の化石燃料・再生可能エネルギーの開発・導入促進

<p>エネルギー供給源の更なる多様化に向け、安全を大前提とした原子力利用の推進、天然ガスへの燃料転換支援、石炭のクリーン利用技術、新エネルギー技術等の開発・導入を促進。</p>	<p>地域新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金</p>	<p>新規</p>	<p>地方自治体、民間事業者等による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業等に対し、事業費の一部を補助。 ①新エネルギー対策導入指導事業 地方自治体による、地域性を考慮した地産地消型の新エネルギー等利用などの取組を評価し、「新エネ百選」として2～3年で100箇所程度の選定を行い、当該地域におけるシンポジウム開催や地方自治体への指導事業等を通じたベストプラクティスの共有を図る。 ②地域新エネルギー等導入促進対策事業 地域の特性を活かし、エネルギー地産地消型の社会システムを構築している地方自治体等の先進的な設備導入や普及啓発事業に対する補助を行う。また、地方公共団体と連携して社会システムを構築する民間事業者等の先進的な設備導入に対し補助。 ③新エネルギー等事業者支援対策事業 民間事業者による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助。</p>	<p>平成20年度 378億円</p>	<p>—</p>	<p>定額 (定額、1/2以内、1/3以内) 1/3以内 地方公共団体 民間事業者等</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 (03-3501-4031)</p>
<p>エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金</p>	<p>エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金</p>	<p>継続</p>	<p>石炭・石油等の燃料を使用する工業炉、ボイラー等の天然ガス化への転換に必要な設備に対する支援。石炭・石油等の燃料を原油換算で50kl/年以上使用する工業炉、ボイラー等の燃焼設備を、天然ガスを主原料とするガスへ燃料転換した事業者が対象。</p>	<p>平成20年度 45億円</p>	<p>60億円</p>	<p>1/2以内 1/3以内 上限額： 1.8億円 民間団体等</p>	<p>資源エネルギー庁 電力ガス事業部 ガス市場整備課 (03-3501-2963)</p>
<p>革新的ゼロエミッション石炭火力発電プロジェクト等</p>	<p>革新的ゼロエミッション石炭火力発電プロジェクト等</p>	<p>継続</p>	<p>石炭火力発電のゼロ・エミッション化を目指すための酸素吹きによる石炭ガス化発電の開発等石炭のクリーンな利用技術（CCT；クリーンコールテクノロジー）の開発を推進。</p>	<p>平成20年度 63億円</p>	<p>49億円</p>	<p>—</p>	<p>資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課 (03-3501-1727)</p>
<p>大型ディーゼル車に代替するIPT（非接触外部電力供給）ハイブリッド車、DME（ジメチルエーテル）自動車、天然ガス自動車、水素自動車等の開発を促進するため、試作車の実証走行試験等を実施。</p>	<p>次世代低公害車開発・実用化促進事業</p>	<p>継続</p>	<p>運輸エネルギーの次世代化を図りつつ、大都市を中心とした厳しい大気汚染問題を抜本的に解決するとともに、地球温暖化対策として、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」の実現に資することを目的として、新燃料を利用するなど石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、試作車両の実使用条件下における走行評価を実施し、実用性の向上を図る。</p>	<p>平成20年度 8.3億円</p>	<p>7.6億円</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省 自動車交通局 技術安全部環境課 (03-5253-8603)</p>

地方公共団体や民間事業者等による再生可能エネルギーの導入に向けた先進的な取組や新たな技術開発を支援する施策を実施。	再生可能エネルギー導入加速化事業	継続	地域の特色ある再生可能エネルギー資源を効率的に利用する地域の取組や、地域における住宅・店舗・オフィス等における再生可能エネルギーの大量導入を図るモデル地域等を提示することにより、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するに係るモデル的な取組に対し補助により支援。	平成20年度 5億円	7.5億円	1/2 民間事業者 地方公共団体	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 (03-5521-8249)
	メガワットソーラー共同利用モデル事業	継続	地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー(1,000kW程度太陽光発電システム)を事業化しようとする事業者に対し、40万円/kWを補助。 電力の地域での共同利用と太陽光発電システムのイニシャルコストの低減を促進するため、地域での共同利用を前提として1,000kW程度太陽光発電システムを設置し、モデル的に育成させる事業に対し定額補助により支援。	平成20年度 4億円	4億円	定額 (40万円/kW) 民間事業者	

5. 国際原油市場の安定化への働きかけ

(1) エネルギー外交の強化

<p>(1) 資源・エネルギー安定供給の確保、(2) 多国間協力とルールの強化、(3) エネルギー効率向上の世界への伝播、を引き続き実施。</p>	<p>エネルギー憲章条約 分担金</p>	<p>継続</p>	<p>本条約の実施を通じて旧ソ連、中・東欧におけるエネルギー分野の貿易通過・投資の法的枠組みの整備を促進。</p>	<p>平成20年度 1.7億円</p>	<p>1.5億円</p>	<p>—</p>	<p>外務省 経済局 経済安全保障課 (03-5501-8339)</p>
	<p>国際エネルギー・ フォーラム(IEF)常 設事務局拠出金</p>	<p>継続</p>	<p>石油生産国・消費国の閣僚レベルの重要な対話の強化を行う。「石油データ共同イニシアティブ(JODI)」の整備を促進。</p>	<p>平成20年度 外務省 0.1億円 経済産業省 0.3億円</p>	<p>外務省 0.1億円 経済産業省 0.3億円</p>	<p>—</p>	<p>外務省 経済局 経済安全保障課 (03-5501-8339) 経済産業省 長官官房 国際課 (03-3501-0598)</p>
<p>主要な石油消費国の集まりである国際エネルギー機関(IEA)等も利用し、国際原油市場の安定に向けた国際協調を推進。</p>	<p>国際エネルギー機関 (IEA) 分担金</p>	<p>継続</p>	<p>石油供給途絶等緊急時の対応策の整備や、石油市場情報の収集・分析、省エネ、代替エネルギー開発・利用促進、非加盟国との協力等について取り組む。</p>	<p>平成20年度 外務省 6.0億円 経済産業省 3.4億円</p>	<p>外務省 5.3億円 経済産業省 1.5億円</p>	<p>—</p>	<p>外務省 経済局 経済安全保障課 (03-5501-8339) 経済産業省 長官官房 国際課 (03-3501-0598)</p>
	<p>原油市場における投 機などの影響調査</p>	<p>新規</p>	<p>我が国の主導により、原油市場における投機などの影響に関する調査をIEAが実施することを決定。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 (03-3501-2773)</p>
<p>石炭のクリーンな利用と効率的な生産を進め、途上国のエネルギー源の多様化や生産能力の増加等に努める。</p>	<p>国際石炭利用対策事 業等</p>	<p>継続</p>	<p>我が国の優れた石炭利用技術(CCT;クリーン・コール・テクノロジー)をアジア・太平洋地域への移転を行うため、モデル事業の実施や、研修事業などを実施。</p>	<p>平成20年度 65.2億円</p>	<p>69.1億円</p>	<p>—</p>	<p>資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課 (03-3501-1727)</p>
<p>受入研修や専門家派遣による人材育成等を通じた国際省エネルギー協力を推進。</p>	<p>国際エネルギー消費 効率化等基礎事業 (省エネルギーセン ター分)</p>	<p>継続</p>	<p>アジア諸国を中心に省エネ制度構築・運用、省エネ目標・行動計画策定等の省エネ取組を推進するため専門家派遣、受入研修を実施。今後エネルギー消費の大幅な増加が見込まれる中国、インド等アジア諸国を中心に省エネ制度構築・運用、省エネ目標・行動計画の策定等の省エネ推進の取組を支援するため、現地の政府及び工場等へ専門家を派遣するとともに、受入研修を実施し、省エネ推進人材の育成を図る。</p>	<p>平成20年度 7.4億円 の内数</p>	<p>5.8億円 の内数</p>	<p>定額</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・ 新エネルギー 政策課国際協力推進室 (03-3501-1728)</p>

開発、精製関連分野を中心とした産油国への技術協力、産油、産ガス国等への先進的技術移転や事業環境整備等を推進。	産油国協力事業の推進	継続	資源国との共同技術開発、研修生の受入れ、専門家の派遣等の人的交流事業、資源国への先進技術移転や事業環境整備等、相手国のニーズに対応して迅速な支援を行うとともに、産業人材協力などを実施。	平成20年度 66.6億円	46.5億円	—	資源エネルギー庁 資源燃料部 石油天然ガス課 (03-3501-1817) 石油精製備蓄課 (03-3501-1993)
核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ確保を大前提とした、代替エネルギーとしての原子力平和利用拡大を可能とするための国際協力を主導。	国際原子力協力の推進	継続	ロシア及びカザフスタンとの間での原子力協力協定締結交渉をはじめとする原子力協力を推進。	平成20年度 1.6億円	3.7億円	—	外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室 (03-5501-8227)
		継続	原子力の安全で平和的な利用拡大を推進するため、アジアを始めとする原子力発電導入を検討している国への支援や、世界の多様なニーズに対応した原子炉の技術開発に関する国際協力を推進。 原子炉導入可能性調査事業（アジア）、国際原子力機関原子力発電導入基盤整備対策拠出金、革新的実用原子力技術開発事業（一部）等	平成20年度 4.7億円	1億円	—	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 (03-3501-1991)
		継続	我が国における原子力の立地・利用促進のため、国際協力を通じ原子力技術や原子力安全に関する情報収集や意見交換、我が国が培ってきた原子力技術の普及等を実施。	平成20年度 4.3億円	6.8億円	—	文部科学省 研究開発戦略官付 (03-6734-4161)
	国際原子力機関（IAEA）分担金	継続	原子力の平和的利用の促進と軍事的利用への転用防止を目的とする国際原子力機関（IAEA）の活動への支援。	平成20年度 70.4億円	75.2億円	—	外務省 軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課 (03-5501-8226)
	国際原子力機関（IAEA）拠出金	継続	IAEAの途上国における原子力の平和利用促進活動への支援。	平成20年度 14.5億円	17.4億円	—	外務省 軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課 (03-5501-8226)
			IAEAの活動のうち、我が国における原子力の立地・利用促進に資する活動への支援。	平成20年度 2.1億円	2.3億円	—	文部科学省 研究開発戦略官付 (03-6734-4161)
			IAEAによる原子力の平和的利用促進のための広報や、原子力発電道入国への核不拡散・安全等の専門家グループ派遣等事業への支援。	平成20年度 1.3億円	0.4億円	—	経済産業省 電力・ガス事業部 原子力政策課 (03-3501-1991)
経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）拠出金	継続	原子力の平和的利用に必要な科学的・技術的な基盤を整備し発展させることを目的とする経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）の活動への支援。	平成20年度 文部科学省 2.2億円 経済産業省 0.9億円	文部科学省 3.1億円 経済産業省 0.8億円	—	文部科学省 研究開発戦略官付 (03-6734-4161) 経済産業省 電力・ガス事業部 原子力政策課 (03-3501-1991)	

6. 石油製品等の価格監視等の強化

(1) 原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査

<p>国民生活モニター調査を活用して、昨今の原油価格や穀物価格の上昇が、生活関連物資の価格や消費者行動に与える影響を調査。</p>	<p>原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査</p>	<p>国民生活モニター調査は継続（調査内容は各年毎に異なる）</p>	<p>国民生活全般の実態とその問題点及び生活関連物資・サービス等の価格動向の調査を行うための国民生活モニター調査を活用して、生活関連物資の価格や消費者行動に与える影響を調査。国民生活モニター調査は、国民生活安定のために機動的かつ適切な行政の促進を図ることを目的として、全国に国民生活モニター（2,000人）を配置し、国民生活全般の実態とその問題点及び生活関連物資・サービス等の価格動向の調査を実施。</p>	<p>平成20年度 0.3億円 の内数</p>	<p>0.4億円 の内数</p>	<p>—</p>	<p>内閣府 国民生活局 総務課調査室 (03-3581-0738)</p>
---	--	------------------------------------	---	---------------------------------	----------------------	----------	--

(2) 石油製品の価格監視の強化、安定供給の確保

<p>北海道における地域別の灯油価格の公表を含め、石油製品の価格動向等のきめ細かな把握・情報提供を実施。</p>	<p>北海道における、地域別灯油価格の公表</p>	<p>新規</p>	<p>北海道においては、石油製品の都道府県別価格に加え、北海道を5地域に分け、灯油の需要集中期における「地域別灯油価格」の情報を平成19年12月から毎週提供。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>経済産業省 北海道局 石油課 (011-709-1788)</p>
<p>石油元売会社に対し、石油製品の安定的な確保及び便乗値上げの防止等を要請。</p>	<p>石油元売会社に対する要請</p>	<p>継続</p>	<p>石油元売会社に対し、石油製品の需要予測を踏まえた在庫水準を確保するなど、安定的な石油製品供給体制の確保、便乗値上げの防止等を要請。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 (03-3501-1320)</p>